

金田町人の動き

世帯	56602249
人口	1495271
出生	2669
死亡	2944
転入	
転出	

かなだ

第70号

金田町報
 発行所 金田町中央公民館
 編集兼発行人 原田豊茂
 印刷所 九州機関紙印刷所

税金に強くなる章 (二)

税務課

前号において町民税、固定資産税についての税のしくみを話しましたが、今回は軽自動車税から話したいと思います。

三、軽自動車税
 先ず町で課税する軽自動車の種類は次の四種類です。

- (一) 原動機付自転車
 道路運送車両法に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的とするもの。
- (二) 軽自動車
 三、小型特殊自動車
 四、二輪の小型自動車
 五、小型特殊自動車とは、耕耘機にトラクタ等をつけたものです。二輪の小型自動車とは普通二五〇cc以上の車です。この軽自動車税を課税出来るのは、四月一日

七月のことば

月は日光が強いので、かわいたらすぐ取りこみましょう。一日中はほっておくと変色してしまいます。もめん物、シャツ、しきふなどにはノリをつけましょう。着ていてさ

ハ、四軽以上のもの
 乗用 年額 四千五百円
 貨物用年額 二千五百円

(3) 二輪の小型自動車
 年額 二千五百円
 以上となっております。但しこの税額は一年間の税額で年次途中で廃車、又は新規に購入した場合等は、違

イ、総排気量が五〇cc以下の車は年額 五百円
 ロ、総排気量が五〇ccをこえ九〇cc以下の車は年額 八百円
 ハ、総排気量が九〇ccをこえ一二五cc以下の車は、年額 千円です。
 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車
 イ、二輪のもの 年額 千五百円
 ロ、三輪のもの 年額 二千円

夏は日光が強いので、洗たくのつぱりしすし、洗たくの時よこれが良くおちます。また、日常使用するタオルは、家族ひとりひとりの専用をきめておきましょう。目の病気や赤痢などの伝染を防ぐことができます。

そんな時、本当に泣きたくなります。そこで、新規登録及び、転売等による廃車をなさる方々へ、手続をお知らせしておきます。

新規登録をされる人
 1、車を買ったら必ず売渡証明書をもらうこと。
 2、印鑑とお金(税金)をもってその買った車を必ず持って(乗って)役場へおいで下さい。

これが、商店で買われた車ではなく個人から譲り受けた車の場合には名義変更だけでよいのですが、その時も必ず譲渡証は必ずもらって下さい。そしてその車を持って両者の印鑑をもって役場へおいで下さい。

夏は日光が強いので、洗たくのつぱりしすし、洗たくの時よこれが良くおちます。また、日常使用するタオルは、家族ひとりひとりの専用をきめておきましょう。目の病気や赤痢などの伝染を防ぐことができます。

廃車の手続きが終るので、これだけ簡単な事を忘れる人が多くて係を困らせるのです。以上によって軽自動車税の話を終りますが、最後に最近の交通事故の多い現況下、正しい登録で正しい運転に心がけて下さい。

四、電気ガス税 (略)
 これは、電気供給事業者である九州電力株式会社から納税義務者となるわけです。ガスについては当町に該当はありません。電気税については、一戸当たり、一カ月の料金が四百円以下の場合には税金はありません。四百円をこえる料金を払う時にはその百分の七の税率をかけた額が役場へ電気税として納入されるわけ

五、煙草消費税
 このたばこ消費税については、今年の二月号で話しましたので今更何もう必要はないと思いますが、税率の改正が行なわれまして、今年度の税率で行けば、二十本で十円の税金となります。これは今まで(四十二年二月末日)は二十本で十円の税金となっていたものです。改正後の内訳は、一本のたばこに対しての課税標準額は、三・〇三六円となり税率百分の十八・一となったのです。毎日一個(二十本)の煙草を喫

夏は日光が強いので、洗たくのつぱりしすし、洗たくの時よこれが良くおちます。また、日常使用するタオルは、家族ひとりひとりの専用をきめておきましょう。目の病気や赤痢などの伝染を防ぐことができます。

煙する人は毎日十円のタバコ消費税を払っているのです。だから、毎日のタバコは金田町のタバコ小売店で必ず買うように心がけて下さい。

六、木材引取税 (略)
 七、鉱産税
 鉱産税といえは、すぐ石炭採掘と言え程、石炭は私達に今まで必要以上に身近に感じてきていました。今の金田町で言う鉱産税は矢張り石炭以外にありません。又、現在鉱産税と言えは石炭以外にないと思ひこんでる人もいます。

ところが、鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課税するものなのです。故に、水洗炭業に対しては鉱産税は課税出来ないのです。では鉱物とは………鉱業法第三条にいう鉱物をいうのです。掘採とは、原鉱を原始取得する行為をいうのです。何だかわけのわからない事になりましたが、始めて日をおびる鉱物に対して課税するものと思えばよいのです。

鉱業法での鉱物とは、金、銀、銅、鉛、そう鉛、すず、ウラン、石炭、硫黄、明ばん石、石綿、石灰石、けい石、耐火粘土等を用いて、この外種々あります (次ページ下段へ)

